

平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東 ほか110名

被告 国（処分行政庁 原子力規制委員会）

第10準備書面

（避難計画，立地審査指針及び放射性廃棄物の処理方法について）

平成29年8月30日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 竹野下 喜彦



被告指定代理人

部付 菊谷 昌子



部付 藤根 桃世



訟務管理官 大平 浩志



上席訟務官 丸山 耕一





訟務官 矢澤 圭一



法務事務官 竹内 弘樹



環境事務官	高橋正史	
環境事務官	小川哲兵	
環境事務官	大城朝久	
環境事務官	矢野論	
環境事務官	仲村淳一	
環境技官	海田孝明	
環境技官	大野佳史	
環境事務官	井藤志暢	
環境技官	種田浩司	
環境事務官	豊島広史	
環境技官	谷川泰淳	
環境事務官	羽田野誉	
環境技官	市村知也	
環境技官	西崎崇徳	
環境技官	片野孝幸	
環境技官	小林勝	
環境技官	岩田順一	

環境技官	鈴木健之	
環境事務官	三井勝仁	
環境技官	佐藤秀幸	
環境技官	永井悟	
環境技官	佐藤雄一	
環境技官	藤原弘成	

目 次

第1 住民の避難計画等の原子力防災体制の整備に関する原告らの主張に理由がないこと	8
1 原告らの主張と被告の主張の要旨	8
(1) 原告らの主張の要旨	8
(2) 被告の主張の要旨	8
2 深層防護の考え方	9
3 我が国の法体系において、避難計画に関する事項等は原子力災害対策特別措置法等に規定されていること	11
(1) 原子炉設置（変更）許可の基準	11
(2) 災害対策基本法について	12
(3) 原子力災害対策特別措置法の定め	12
ア 国及び地方公共団体の責務	13
イ 原子力事業者の防災計画	18
4 原子力災害対策特別措置法において避難計画に関する事項等を定める我が国の法体系は、深層防護の考え方を踏まえたものであること	19
5 原子力防災体制の整備に関する原告らの主張に理由がないこと	20
第2 立地審査指針に関する原告らの主張に理由がないこと	22
1 原告らの主張と被告の主張の要旨	22
(1) 原告らの主張の要旨	22
(2) 被告の主張の要旨	22
2 立地審査指針の概要及び構造	23
(1) 原則的立地条件	23
(2) 基本的目標	24
(3) 立地審査の指針	25
ア 立地審査の指針2.1は、基本的目標aを達成するために確認すべき条件	

であること	26
イ 立地審査の指針2.2は、基本的目標bを達成するために確認すべき条件 であること	27
ウ 立地審査の指針2.3は、基本的目標cを達成するために確認すべき条件 であること	28
(4) 立地審査指針の要求事項	28
3 原子炉等規制法における立地審査指針の位置付け	29
(1) 平成24年改正前原子炉等規制法における位置付け	29
(2) 平成24年改正前原子炉等規制法下における立地審査指針と深層防護の 考え方との関係	30
4 立地審査指針の原子炉等規制法等の現行法体系における位置付け	31
(1) 原子炉等規制法における位置付け	31
(2) 現在の法体系における深層防護の考え方	31
(3) 立地審査指針と原子炉等規制法による規則、告示及び内規を含めた現行 法体系との関係	32
ア 原則的立地条件(1)について	32
イ 原則的立地条件(2)について	33
ウ 原則的立地条件(3)について	34
5 原子炉等規制法による規則、告示及び内規を含めた現行法体系において原 則的立地条件(2)及び(3)を基準として採用せず、より強化された別途の安全 対策を規定することとされたことが合理的であること	35
(1) はじめに	35
(2) 設置許可基準規則における重大事故等対策は、立地審査指針と比較して、 より厳しい条件設定をした上での安全対策を求めていること	36
ア 立地審査指針における「重大事故」及び「仮想事故」に対する立地評 価	36

イ	設置許可基準規則における重大事故等対策	37
ウ	小括	38
(3)	現行法下においては、重大事故等対策が原子炉等規制法の要求事項とな ったことなどにより、深層防護の観点から立地審査指針を維持する必要性 がないこと	38
(4)	原子炉等規制法による規則、告示及び内規を含めた現行法体系は、立地 審査指針要求事項①と比較して、安全対策を強化していること	39
ア	立地審査指針における要求内容	39
イ	原子炉等規制法による規則、告示及び内規を含めた現行法体系におけ る考え方	40
ウ	小括	42
(5)	現行の法体系は、立地審査指針要求事項②と比較して、安全対策を強化 していること	42
ア	立地審査指針における要求内容	42
イ	現行の法体系においては、原子力発電所の敷地外における原子力防災 対策が充実・強化されており、低人口地帯を設定する必要性がないこと	44
ウ	小括	47
(6)	原子炉等規制法による規則、告示及び内規を含めた現行法体系は、立地 審査指針要求事項③と比較して、安全対策を強化していること	48
ア	立地審査指針における要求内容	48
イ	原子炉等規制法による規則、告示及び内規を含めた現行法体系におけ る考え方	48
ウ	小括	50
6	結論	51
第3	放射性廃棄物の処理方法に関する原告らの主張に理由がないこと	51

1	原告らの主張と被告の主張の要旨	51
(1)	原告らの主張の要旨	51
(2)	被告の主張の要旨	51
2	使用済燃料の処分の方法に関する事項は、本件設置変更許可処分の審査の対象とならないこと	52
(1)	設置変更許可申請の段階では、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性のみが審査の対象となり、使用済燃料の処分方法は審査対象とならないこと	52
(2)	小括	53

被告は、本準備書面において、原告らの本件各処分に係る原子炉等規制法による規則、告示及び内規を含めた現行法体系並びにそれに基づく適合性審査の問題点に関する主張のうち、原子力防災体制の整備が規制対象とされていないことを問題とする点（訴状第9章第4の4）、立地審査指針に基づく審査が行われていないことを問題とする点（訴状第9章第4の3）、放射性廃棄物処理方法の規制を策定せず、その審査が行われていないことを問題とする点（訴状第9章第4の5）について、必要な限度で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による（参考として本書面末尾に略語表を添付する。）。

第1 住民の避難計画等の原子力防災体制の整備に関する原告らの主張に理由がないこと

1 原告らの主張と被告の主張の要旨

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは、「原子力防災体制の整備は、原発再稼働のための規制対象となっておらず」、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）が提示している「5層の深層防護という考え方」を採用していないから、「現在の原子力防災体制は、確立した国際基準を踏まえるべきという原子力基本法2条2項に悖る」として、問題である旨主張する（訴状第9章第4の4・101及び102ページ）。

原告らの上記主張が、本件各処分のうち、いずれの処分について、いかなる違法があるというものは必ずしも明らかでないものの、住民の避難計画等を含む原子力防災体制の整備が現行の規制基準において考慮されていないことが、国際基準、すなわち、IAEAの安全基準における深層防護の考え方と比較して不合理である旨主張するものと考えられる。

(2) 被告の主張の要旨

IAEAの安全基準は、深層防護の第5層に係る対応についてまで、設置許可基準規則等の原子力事業者に対する規制として設けることを求めているものではない。そして、避難計画等に関する事項等については、我が国の法体系上、原子力災害対策特別措置法等において定められているから、原子力

規制に関する我が国の法体系は、深層防護の考え方を踏まえたものであって、国際的な基準と比較しても不合理であるとはいえない。

したがって、原告らの上記主張は理由がない。

2 深層防護の考え方

(1) 原告らの主張するとおり、住民の避難計画等といった原子力防災体制の整備は、いわゆる深層防護の第5層目に該当する。

ここで、深層防護とは、一般に、安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持った幾つかの障壁（防護レベル）を用意して、あるレベルの防護に失敗したら次のレベルで防護するというものであり、その際、前の防護レベルを否定する考え方に基づいて防護策を多段階に配置し、各防護レベルが適切な要求水準を保ち、かつ、独立的に効果を発揮することとする考え方である。

原子炉を含む原子力の利用においては、炉心に大量の放射性物質を内蔵しており、人と環境に対して大きなリスク源が内在し、かつ、どのようなリスクが顕在化するかの不確かさも大きいという点で、化学プラントや航空機などと同様の特徴があることから、不確実さに対処しつつリスクの顕在化を徹底的に防ぐため、従前から深層防護の考え方を適用することが有効とされており、IAEAにおいても採用されてきた。

例えば、IAEAの安全基準である「原子力発電所の安全：設計 個別安全要件 No. SSR-2/1^{*1}」（以下「『原子力発電所の安全：設計』』という。乙B第12号証）においては、「原子力発電所において事故を防

*1 SSR-2/1とは、国際原子力機関（IAEA）が平成24年に作成した「Safety of Nuclear Power Plants: Design, Specific Safety Requirements No.SSR-2/1（邦訳：原子力発電所の安全：設計）」（乙B第12号証）である。

止し、かつ、発生時の事故の影響を緩和する主要な手段は、深層防護の考え方を適用することである」とされ、この「深層防護の概念を原子力発電所の設計に適用することにより、人及び環境への放射線の有害な影響を防止し並びにその防止が失敗した場合には有害な影響の適切な防護及び影響の緩和を確実なものとするを目的とした複数の防護階層（固有の仕組み、設備及び手順）を備えることになる」とされている。そして、「異なる防護階層の各々が独立して効力を発揮することが発電所における深層防護の基本的な要素であり、これは一つの防護階層の故障が他の階層の故障をもたらすことがないようにする対策を組み入れることによって達成される」とされている（以上につき、乙B第12号証6及び7ページ）。

(2) この「原子力発電所の安全：設計」によれば、深層防護は、一般に五つの異なる防護階層により構築される（乙B第12号証6ないし8ページ）。

具体的には、第1の防護階層は、「通常運転からの逸脱と安全上重要な機器等の故障を防止すること」を目的として、「品質管理及び適切で実証された工学的手法に従って、発電所が健全でかつ保守的に立地、設計、建設、保守及び運転されるという要件を導き出す」というものである（同号証7ページ）。

第2の防護階層は、「発電所で運転時に予期される事象が事故状態に拡大するのを防止するために、通常運転状態からの逸脱を検知し管理すること」を目的として、「設計で特定の系統と仕組みを備えること、それらの有効性を安全解析により確認すること、さらにそのような起因事象を防止するか、さもないければその影響を最小に留め、その発電所を安全な状態に戻す運転手順の確立を必要とする」というものである（同ページ）。

第3の防護階層は、「非常に可能性が低いことではあるが、ある予期される運転時の事象又は想定起因事象が拡大して前段の階層で制御できないこと、また、事故に進展しうるかもしれないことが想定され」、「そうした

事故が生じるものと仮定」して、その場合においても「原子炉の炉心への損傷又は重大な所外放出を防止し、さらに発電所を安全な状態に導くことができる、固有の及び／又は工学的な安全の仕組み、安全系及び手順が準備される」というものである（同号証 8 ページ）。

第 4 の防護階層は、「第 3 の防護階層が失敗した結果の事故の影響を緩和すること」を目的として、「閉じ込め機能を確実なものとして、放射性物質の放出が合理的に達成可能な限り低く維持されることを確実なものとする」というものである（同ページ）。

第 5 の防護階層は、「事故状態に起因して発生しうる放射性物質の放出による放射線の影響を緩和すること」を目的として、「十分な装備を備えた緊急時管理センターの整備と、所内と所外の緊急事態の対応に対する緊急時計画と緊急時手順の整備が必要である」というものである（同ページ）。

3 我が国の法体系において、避難計画に関する事項等は原子力災害対策特別措置法等に規定されていること

(1) 原子炉設置（変更）許可の基準

原子炉等規制法は、原子力基本法にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目

的としている（原子炉等規制法1条）。そして、原子炉等規制法は、原子炉設置（変更）許可の要件として、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと（同法43条の3の6第1項1号）、発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること（同項2号）、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること（同項3号）、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること（同項4号）に適合していることを求めているのであって、避難計画に関する事項等を含む原子力災害対策に関する事項については、設置（変更）許可等の基準とされていない。

(2) 災害対策基本法について

災害対策基本法は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律である（同法1条）。

同法にいう「災害」には、放射性物質の大量の放出により生ずる被害である原子力災害が含まれている（同法2条1号、同法施行令1条）。

(3) 原子力災害対策特別措置法の定め

原子力災害対策特別措置法は、原子力災害の特殊性に鑑み、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災

害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、災害対策基本法その他原子力災害の防止に関する法律とあいまって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする法律である（原子力災害対策特別措置法1条）。

同法において、「原子力災害」とは、原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいい（同法2条1号）、「原子力緊急事態」とは、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態をいうものとされている（同条2号）。

ア 国及び地方公共団体の責務

(7) 国は、原子力災害対策特別措置法又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法3条1項の責務^{*2}を遂行しなければならないとされている（原子力災害対策特別措置法4条1項）。

また、内閣府に設置される中央防災会議は、防災に関する総合的かつ長期的な計画や防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項等を定める防災基本計画を作成することとされている（災害対策基本法11条、34条及び35条）。そして、専門的・技術的事

*2 災害対策基本法3条1項は、国は、同法2条の基本理念にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する旨規定している。

項については、原子力規制委員会が、原子力事業者、国の各機関、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するための指針を定めることとされ（原子力災害対策特別措置法6条の2）、同指針として、原子力災害対策指針が定められている。

さらに、内閣府は、原子力防災会議^{*3}の決定に基づき、原子力発電所の所在する地域ごとに、原子力規制庁を含む関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会（以下「地域協議会」という。）を設置している。そして、内閣府を始めとする関係府省庁は、地域協議会における要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化の支援を行っている（乙F第14号証219及び220ページ）。これに伴い、内閣府は、地域の防災拠点となる施設や緊急時に必要となる資機材の整備等について、地方公共団体に対し、交付金等での財政的支援も実施している（乙F第15号証）。

そして、内閣府を始めとする関係府省庁、地方公共団体等は、地域協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下「緊急時対応」という。）が、後記の原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとされ、また、内閣府は、地域協議会における確認結果を原子力防災会議に報告し、同会議の了承を得ることとされている（乙F第14号証220ページ）。

*3 緊急時に備えて、平時から政府全体で原子力防災対策を推進するために内閣に設置された組織であり、内閣総理大臣をはじめ全閣僚や原子力規制委員会委員長等によって構成されている（原子力基本法3条の3ないし3条の5）。

ジ)。既に、福井県の高浜地域等については、緊急時対応を各地域協議会において確認した後、原子力防災会議に報告し了承を得ており、他の地域についてもこうした取組を進めている。

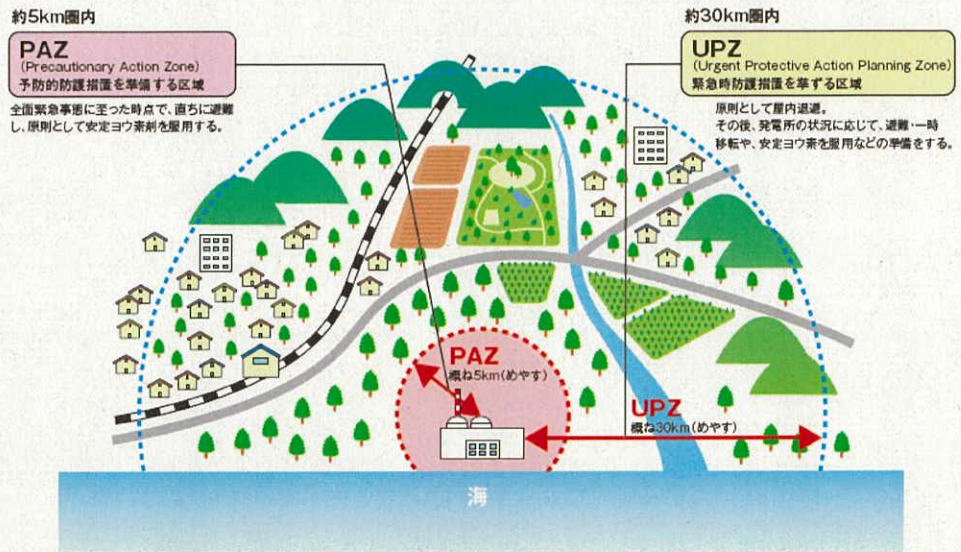
(イ) 地方公共団体は、原子力災害対策特別措置法又は関係法律の規定に基づき、緊急事態応急対策などの実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法4条1項及び5条1項の責務^{*4}を遂行しなければならないとされている（原子力災害対策特別措置法5条）。

そして、都道府県に設置される都道府県防災会議は、原子力災害についても、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく都道府県地域防災計画を作成することとされており（原子力災害対策特別措置法28条、災害対策基本法14条、40条）、この地域防災計画として、

*4 災害対策基本法4条1項は、都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するなどの責務を有する旨規定しており、同法5条1項は、市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する旨規定している。

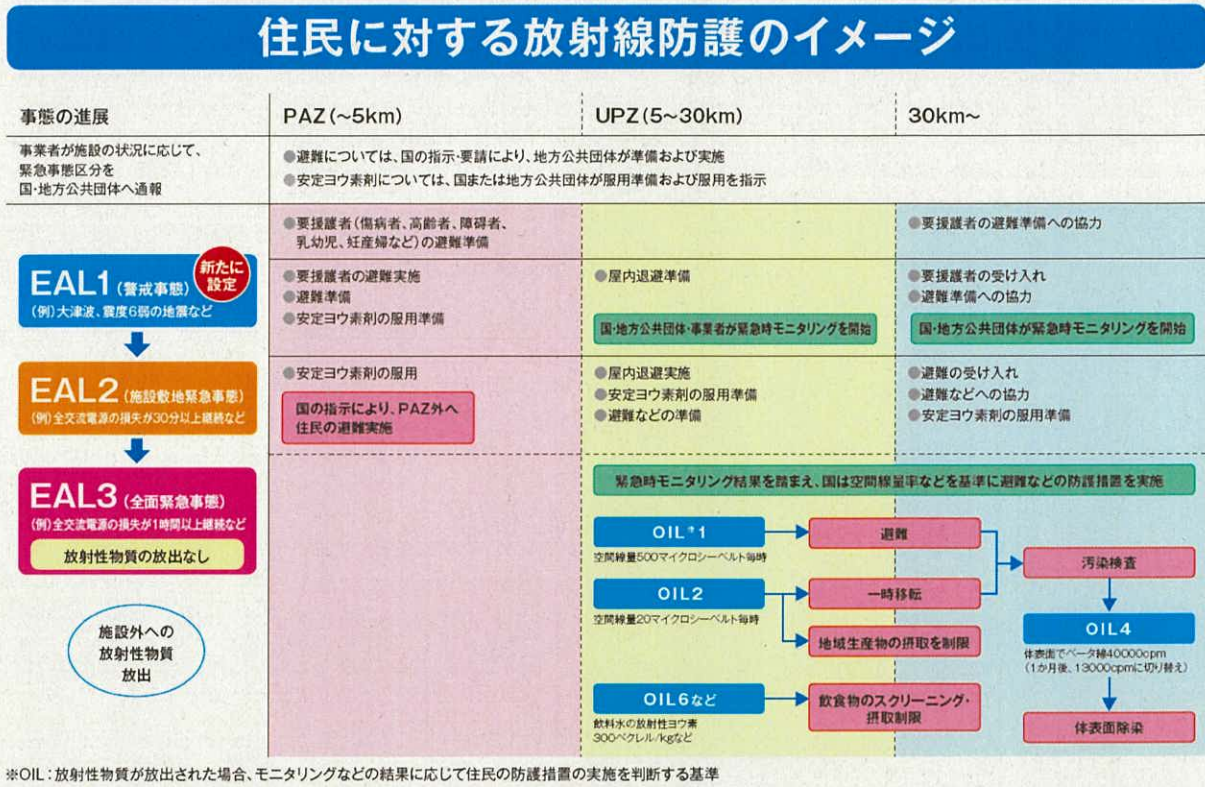
PAZ及びUPZ圏内の住民の避難の基本フレームとなる広域避難計画の作成等を行っている。

(図1)



原子力・エネルギー白書2016

(図 2)

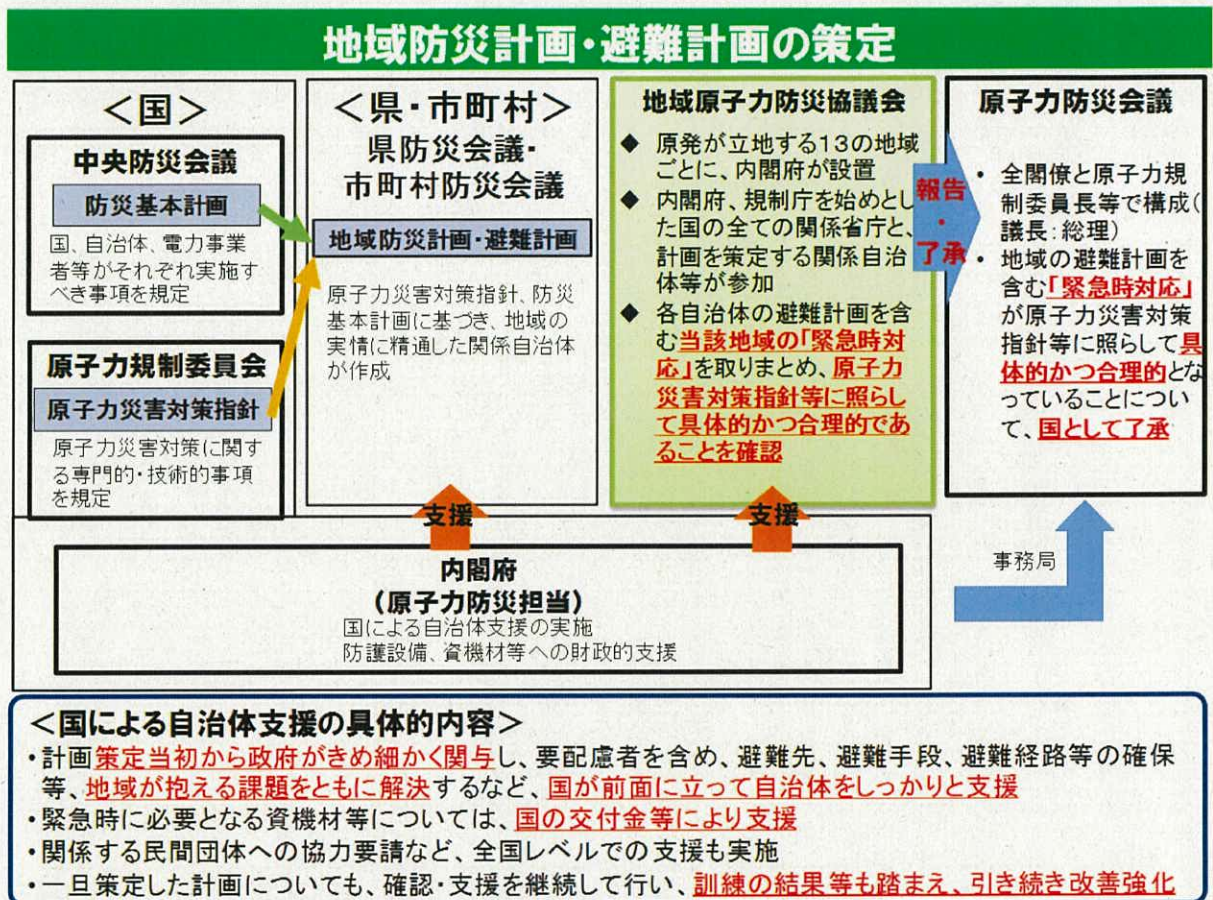


また、市町村に設置される市町村防災会議（市町村防災会議が設置されない場合は市町村長）は、原子力災害についても、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく市町村地域防災計画を作成することとされており（原子力災害対策特別措置法28条、災害対策基本法16条及び42条）、この地域防災計画として、広域避難計画にのっとりたPAZ及びUPZの設定に基づく避難計画の作成等を行っている。

なお、避難計画等は、一度策定したら終わりではなく、防災訓練の実施による実効性の検証等を通じ、更なる改善・強化に継続的に取り組むことが重要である。このため、地方公共団体が実施する防災訓練についても、訓練の目的、実施項目及び反省点の抽出方法等について地域協議会において検討を行うほか、国が防災訓練に参加するなどの支援を行っている。これらの訓練の実施結果、成果及び抽出された反省点等につい

ては、地域協議会において検討、共有がされ、地域防災計画等の改善・強化につなげられる仕組みとなっている。

(図3)



国による避難計画等の具体化・充実化支援等の全体図

イ 原子力事業者の防災計画

以上のほか、改正原子炉等規制法43条の3の5第1項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可を受けた原子力事業者（原子力災害対策特別措置法2条3号ハ）は、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有するとされている（同法3条）。

そして、原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、当該原子力事業

所における原子力災害予防対策，緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し，並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し，原子力事業者防災業務計画を作成等しなければならないとされている（原子力災害対策特別措置法7条1項）。

この原子力事業者に係る義務については，立法過程で原子炉等規制法の体系に位置づけることも検討されたが，地方公共団体が防災に関して基本的な責務を有していることや緊急時における原子力事業者と地方公共団体との連携といった観点に鑑み，原子力災害対策特別措置法において，災害対策基本法に係る特別の措置と併せて規定されたものである。

そして，同条1項の義務を実効化するため，内閣総理大臣及び原子力規制委員会は，原子力事業者が同項の規定に違反していると認めるとき，又は，原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないとき，原子力事業者に対し，同計画の作成又は修正を命ずることができ（同条4項），仮に，原子力事業者である発電用原子炉設置者が，これに違反した場合，原子力規制委員会は，設置許可の取消し又は1年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができるとされている（原子炉等規制法43条の3の20第2項22号）。

4 原子力災害対策特別措置法において避難計画に関する事項等を定める我が国の法体系は，深層防護の考え方を踏まえたものであること

前記2(2)(10ページ)のとおり，IAEAの安全基準である「原子力発電所の安全：設計」によれば，第5の防護階層は，「事故状態に起因して発生しうる放射性物質の放出による放射線の影響を緩和すること」を目的として，「十分な装備を備えた緊急時管理センターの整備と，所内と所外の緊急事態の対応に対する緊急時計画と緊急時手順の整備が必要である」とい

うものである。この点、避難計画に関する事項は、第5の防護階層に含まれるものであるが、IAEAの「原子力発電所の安全：設計」は、深層防護の概念を原子力発電所の設計に適用すべきとしているにとどまり、第1層から第5層に係る全ての対応を設置許可基準規則等の原子力事業者に対する規制として規定することを求めているものではない。

また、IAEAの安全基準である「原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応」(GSR part 7)においても、政府は、規定を設け、原子力又は放射線源による緊急事態に対する準備と対応に関する役割と責任を明示し、割り当てることを確実なものとしなければならないとされているにとどまり、避難計画に関する事項を含む緊急事態に対する準備と対応について原子力事業者に対する規制として規定することは求められていない(以上につき、乙B第1号証66, 71及び72ページ)。

そして、前記3で述べたとおり、我が国の法体系において、避難計画に関する事項等については、原子力災害対策特別措置法等において定められているところ、これは、第5の防護階層のうち、「所外の緊急事態の対応に対する緊急時計画と緊急時手順の整備」に関する事項に対応しており、深層防護の考え方を踏まえたものであるから、IAEAの安全基準である「原子力発電所の安全：設計」を満たしている。

5 原子力防災体制の整備に関する原告らの主張に理由がないこと

前記3で述べたとおり、我が国の法体系において、避難計画に関する事項等の原子力災害対策に関する事項については、原子力災害対策特別措置法において規定されており、原子炉等規制法43条の3の8第1項、2項、同法43条の3の6第1項4号の定める原子炉設置(変更)許可の基準とはされていない。

そうすると、避難計画に関する事項等の原子力災害対策に関する事項については、原子炉等規制法において原子炉設置(変更)許可の基準とはされて

いない以上、同基準の内容を定めた設置許可基準規則において上記事項が規定されていないことはむしろ当然というべきであって、このことから同規則が不合理であるということはできない。

そもそも、原子力災害対策を発電用原子炉の設置、運転等に関する規制の対象とするか否かは立法政策に属する事柄であり、我が国が原子力災害対策に関する事項を原子炉等規制法において原子炉設置（変更）許可の基準とせず、原子力災害対策特別措置法等において規定する法体系を採ったからといって、このような立法政策が、深層防護の観点から不合理であるとはいえない。

この点、福岡高等裁判所宮崎支部平成28年4月6日決定（判例時報2290号90ページ）も、川内原発稼働等差止仮処分申立却下決定に対する即時抗告事件において、「原子力災害対策を発電用原子炉の設置、運転等に関する規制の対象とするか否かは、立法政策に属する事柄であって、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法等に基づく原子力災害対策が有効かつ適切に機能する限りにおいて、上記のような立法政策が、深層防護の観点からも、不合理であるということはできず、そのような立法政策がとられたからといって、直ちに確立された国際的な基準を満たさないということもできない」と判示している（判例時報2290号146ページ）。また、大阪高等裁判所平成29年3月28日決定（裁判所ホームページ）は、「避難計画を含む原子炉災害対策は、原子力発電所における安全確保対策が講じられてもなお、放射線物質が周辺環境へ異常放出される事態が生じた場合に、国民の生命、身体、財産を保護するために講じられる対策であることから、原子力事業者だけではなく、国及び地方公共団体が主体となり、相互に連携・協力して、それぞれの立場からの責務を果たすことにより適切に実施されるべきものといえる。」とし、「新規制基準が、深層防護の第1から第4層のレベルまでを規制の対象とし、第5層のレベルで当たる原子力災害対策を規制

の対象としなかったことが不合理であるとはいえない。また、このような新規制基準の内容が、確立された国際的基準や原子炉等規制法の要求を満足させていない違法な基準であるとはいえない。」と判示している（同決定339ページ）。

以上によれば、現在の原子力防災体制について、確立した国際基準を踏まえるべきとする原子力基本法2条2項にもとるものであるとの原告らの主張には、理由がないことが明らかである。

第2 立地審査指針に関する原告らの主張に理由がないこと

1 原告らの主張と被告の主張の要旨

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは、「立地審査を行うことは法律上の要請である」にもかかわらず、本件設置変更許可処分が立地審査を行うことなくされていることから、同処分に瑕疵があることは明白である旨主張する（訴状第9章第4の3・100及び101ページ）。

(2) 被告の主張の要旨

立地審査指針における立地条件のうち、①外部事象の影響に関する事項については、設置許可基準規則において、原子炉施設の敷地及び周辺的外部事象に関する審査事項として、損傷防止の観点から個別具体的に要求することとされ、②原子炉施設の公衆からの離隔に関する事項については、より強化された別途の安全対策を規定することとされ、③原子炉施設周辺の社会環境への影響に関する事項については、原子力災害防止対策が強化されたことにより必要性が乏しくなり、また、より強化された別途の安全対策を規定することとされたものである。

そうすると、設置許可基準規則において立地審査指針が採用されていないことには合理的な理由があるといえるから、本件設置変更許可処分に際

して立地審査指針に基づく審査がされていないことをもって、不合理であるということとはできない。

2 立地審査指針の概要及び構造

立地審査指針とは、原子力委員会が昭和39年5月27日に決定した「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」を、原子力安全委員会が平成元年3月27日に一部改訂したものである（乙B第13号証）。

立地審査指針は、「1 基本的考え方」、「2 立地審査の指針」及び「3 適用範囲」を示す「原子炉立地審査指針」（別紙1）、並びに、「原子炉立地審査指針を適用する際に必要な暫定的な判断のめやす」（別紙2）で構成されている。そして、立地審査指針別紙1の「1 基本的考え方」は、「1. 1 原則的立地条件」と「1. 2 基本的目標」とで構成されている（以上につき、乙B第13号証）。

(1) 原則的立地条件

立地審査指針は、「1. 1 原則的立地条件」（立地審査指針別紙1）において、「原子炉は、どこに設置されるにしても、事故を起こさないように設計、建設、運転及び保守を行わなければならないことは当然のことであるが、なお万一の事故に備え、公衆の安全を確保するためには、原則的に次のような立地条件が必要である。」として、以下の(1)から(3)までの条件を規定している（以下、それぞれ「原則的立地条件(1)」、「原則的立地条件(2)」、「原則的立地条件(3)」という。乙B第13号証1ページ）。

「(1) 大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと。」

(2) 原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること。

(3) 原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること。」

原則的立地条件(1)は、原子炉施設の安全性に関して地震などの自然現象や外部人為事象（故意によるものは除く。）といった外部事象の影響について定めたものであり、大きな事故の誘因となる外部事象がなく、また、災害を拡大するような外部事象も少ない地点を選ぶことを要求するものである（乙B第1号証283ページ）。

原則的立地条件(2)は、原子炉施設で発生し得る大きな事故が敷地周辺の公衆に放射線による急性障害^{*5}等放射線による確定的影響（乙F第4号証9ページ参照）を与えないための要求であり、原子炉施設の公衆からの一定の隔離を要求するものである（同ページ）。

原則的立地条件(3)は、原子炉施設周辺の社会環境への影響が小さい場所を選ぶためのもので、必要に応じ防災活動を講じ得る環境にあることも意図したものである（同ページ）。

(2) 基本的目標

立地審査指針は、原則的立地条件(2)及び(3)を踏まえて達成すべき目標として「1. 2 基本的目標」（立地審査指針別紙1）を設定している。すなわち、立地審査指針は、「1. 2 基本的目標」において、「万一の事故時にも、公衆の安全を確保し、かつ原子力開発の健全な発展をはかること」を方針として、同指針によって達成しようとする基本的目標として、以下

*5 放射線による急性障害とは、放射線に大量に被ばくした後、短時間（直後から数日）で現われる障害のことをいう。被ばく線量により、前駆症状として、嘔吐、下痢、発熱、障害として、血液・骨髄障害（リンパ球減少）、皮膚障害（脱毛、水疱）、消化管障害（下痢、脱水）、神経障害（意識障害）があるとされる。

の a ないし c (以下, それぞれ「基本的目標 a」, 「基本的目標 b」, 「基本的目標 c」という。) を示している (乙 B 第 13 号証 1 及び 2 ページ)。

「a 敷地周辺の事象, 原子炉の特性, 安全防護施設等を考慮し, 技術的見地からみて, 最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故 (中略) の発生を仮定しても, 周辺の公衆に放射線障害を与えないこと

b 更に, 重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故 (以下「仮想事故」という。) (中略) の発生を仮想しても, 周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと

c なお, 仮想事故の場合には, 集団線量^{*6}に対する影響が十分に小さいこと」

(3) 立地審査の指針

立地審査指針は, 前記 (2) の基本的目標を達成するために, 「2 立地審査の指針」 (立地審査指針別紙 1) において, 立地条件の適否を判断する際には, 少なくとも以下の 2.1 ないし 2.3 の条件 (以下, それぞれ, 「立地審査の指針 2.1」, 「立地審査の指針 2.2」, 「立地審査の指針 2.3」という。) が満たされていることを確認しなければならないと定めている (乙 B 第 13 号証 2 ページ)。

「2.1 原子炉の周囲は, 原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること。(以下略)

2.2 原子炉からある距離の範囲内であって, 非居住区域の外側の地帯は, 低人口地帯であること。(以下略)

2.3 原子炉敷地は, 人口密集地帯からある距離だけ離れていること。(以

*6 集団線量とは, 人間の集団が受ける被ばく線量の総和をいう。

下略)」

ア 立地審査の指針2.1は、基本的目標 a を達成するために確認すべき条件であること

基本的目標 a は、いわゆる「公衆との離隔」を要求する原則的立地条件(2)と関係する。そして、立地審査指針は、基本的目標 a を達成するために、「2 立地審査の指針」において、少なくとも「2.1 原子炉の周囲は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること」の条件が満たされていることを要求している。

ここでいう「ある距離の範囲」としては、重大事故の場合、もし、その距離だけ離れた地点に人がいつづけるならば、その人に放射線障害を与えるかもしれないと判断される距離までの範囲をとるものとし、「非居住区域」とは、公衆が原則として居住しない区域をいうものとしている(乙B第13号証2ページ)。

この「ある距離の範囲」の判断の目安としては、甲状腺^{*7}(小児)に対し、 1.5 Sv ^{*8}、全身に対して 0.25 Sv としている(立地審査指針別紙2の1、同号証3ページ)。かかる目安については、「現時点における放射線の影響に関する知識、事故時における原子炉からの放射性物質

*7 甲状腺は、頸部にある小臓器であり、ヨウ素を材料にして、「甲状腺ホルモン」を合成している。放射能を持ったヨウ素 ^{131}I が、甲状腺に取り込まれ蓄積することで、甲状腺障害、甲状腺がんの発症の危険性が増加するなどの放射線によるリスクが存在することから、甲状腺を対象としている。

*8 Sv (シーベルト)は、放射線の生物学的影響を示す単位(実効線量や等価線量の単位)である。かつては、 rem (レム)という単位が用いられた。なお、 $1\text{ rem}=0.01\text{ Sv}$ である。

の放散の型と種類及びこの種の諸外国における例等を比較検討して、行政的見地から定めたものであるが、とくに放射線の生体効果、集団線量等については、まだ明確でない点もあるので、今後ともわが国におけるこの方面の研究の促進をはかり、世界のすう勢をも考慮して再検討を行うこととする。」とされており、科学的知見の進展に応じて変更することが予定されていたものである（立地審査指針別紙2附記（i）、同号証3ページ）。

イ 立地審査の指針2.2は、基本的目標bを達成するために確認すべき条件であること

基本的目標bは、必要に応じ防災活動を講じ得る環境にある地帯を要求するという意味で原則的立地条件(3)と関係する。そして、立地審査指針は、基本的目標bを達成するために、「2 立地審査の指針」において、少なくとも「2.2 原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること」の条件が満たされていることを要求している。

ここでいう「ある距離の範囲」としては、仮想事故の場合、何らの措置を講じなければ、範囲内にいる公衆に著しい放射線災害を与えるかもしれないと判断される範囲をとるものとし、「低人口地帯」とは、著しい放射線災害を与えないために、適切な措置を講じうる環境にある地帯（例えば、人口密度の低い地帯）をいうものとしている（乙B第13号証2ページ）。

この「ある距離の範囲」の判断の目安としては、甲状腺（成人）に対し3 Sv、全身に対して0.25 Svとしている（立地審査指針別紙2の2、同号証3ページ）。かかる目安については、前記アで述べたとおり、科学的知見の進展に応じて変更することが予定されていたものである（立地審査指針別紙2附記（i）、同号証3ページ）。

ウ 立地審査の指針2.3は、基本的目標cを達成するために確認すべき条件であること

基本的目標cは、集団線量の見地から社会的影響を低減することを要求するという意味で原則的立地条件(3)と関係する。そして、立地審査指針は、基本的目標cを達成するために、「2 立地審査の指針」において、少なくとも「2.3 原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること」の条件が満たされていることを要求している。

ここでいう「ある距離」としては、仮想事故の場合、全身線量の積算値が、集団線量の見地から十分受け入れられる程度に小さい値になるような距離をとるものとするとしている(乙B第13号証2ページ)。

この「ある距離」の判断の目安としては、外国の例(例えば2万人Sv^{*9})を参考とすることとしている(立地審査指針別紙2の3、同号証3ページ)。かかる目安については、前記アで述べたとおり、科学的知見の進展に応じて変更することが予定されていたものである(立地審査指針別紙2附記(i)・同号証3ページ)。

(4) 立地審査指針の要求事項

以上をまとめると、立地審査指針は、まず、事故時に公衆の安全を確保するために必要な「1.1 原則的立地条件」を定め、原則的立地条件(1)においていわゆる外部事象に係る要求事項を記載した上、原則的立地条件(2)及び(3)において公衆からの離隔について規定する。その上で、原則的立地条件(2)及び(3)を踏まえて達成すべき「1.2 基本的目標」を設定した上で、

*9 集団線量として規制する基準であり、個人が受ける被ばく線量と被ばくする人数の積であり、2万人シーベルトとは、平均線量×人数=2万人シーベルトとなる場合をいう。

① 敷地周辺の公衆に放射線による確定的影響を与えないため、重大事故を仮定した上で、目安として、甲状腺（小児）に対し1.5 Sv、全身に対して0.25 Svを超える範囲は非居住区域であること（原則的立地条件(2)、基本的目標 a、立地審査の指針2.1。以下「立地審査指針要求事項①」という。）

② 防災活動を講じ得る環境にある地帯とするため、仮想事故を仮想した上で、目安として、甲状腺（成人）に対し3 Sv、全身に対して0.25 Svを超える範囲は低人口地帯であること（原則的立地条件(3)、基本的目標 b、立地審査の指針2.2。以下「立地審査指針要求事項②」という。）

③ 社会的影響を低減するため、仮想事故を仮想した上で、目安として、全身線量^{*10}の人口積算値が例えば2万人 Svを下回るように、原子炉敷地が人口密集地帯から離れていること（原則的立地条件(3)、基本的目標 c、立地審査の指針2.3。以下「立地審査指針要求事項③」という。）

の三つを要求していた。すなわち、立地審査指針における要求事項を整理すると、原則的立地条件(1)に係る外部事象対策と原則的立地条件(2)及び(3)に係る立地審査指針要求事項①ないし③ということになる。

3 原子炉等規制法における立地審査指針の位置付け

(1) 平成24年改正前原子炉等規制法における位置付け

立地審査指針は、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号（原子炉等規制法43条の3の6第1項4号に相当）における「災害の防止上支障がないものであること」という規定を踏まえて策定された指針の一つであって、前記2で述べたとおり、潜在的な公衆の健康に対する影響、すなわち、公衆に対する放射線リスクの抑制を目的とするものであった。

*10 個人が全身で受ける放射線の量をいう。

また、立地審査指針は、原子力安全委員会の内規として存在し、当時の処分行政庁が、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号の要件該当性を判断する際の審査基準として用いられていた。

(2) 平成24年改正前原子炉等規制法下における立地審査指針と深層防護の考え方との関係

ア 前記第1の2(1)(9ページ)で述べたとおり、深層防護の考え方とは、「一般に、安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持った幾つかの障壁（防護レベル）を用意して、あるレベルの防護に失敗したら次のレベルで防護するというものであり、その際、前の防護レベルを否定する考え方に基づいて防護策を多段階に配置し、各防護レベルが適切な要求水準を保ち、かつ、独立的に効果を発揮することとする考え方」である。かかる深層防護は、IAEAにおいても採用されてきた考え方であり、IAEAの安全基準である「原子力発電所の安全：設計」(SSR-2/1)においては、一般に五つの異なる防護階層により構築されている(乙B第12号証6ないし8ページ)。

イ 平成24年改正前原子炉等規制法においては、深層防護のうち第4の防護レベルに相当するいわゆるシビアアクシデント対策については、法の要求事項とされておらず、事業者の自主的な対応という位置付けにとどまっていた。

かかる状況下において、立地審査指針は、立地審査指針要求事項①として、重大事故を想定した上で人に対する目安線量を設定してその条件を満たす離隔距離の確保を要求することで、放射線リスクの抑制という目標を達成することにより、一定の役割を担ってきた(乙B第1号証286及び287ページ)。

また、立地審査指針要求事項②における低人口地帯は、急性障害を避けるための非居住区域と異なり、避難するなど適切な措置を講じること

により放射線による影響を低減することが想定されている地域であり、そのような地域において防災を考える際の、避難のしやすさを考慮したものであった。これは、深層防護の第5の防護レベルそのものではないものの、深層防護の第5の防護レベルの領域である防災活動を容易にする効果を意図するものであった（同号証287ページ）。

4 立地審査指針の原子炉等規制法等の現行法体系における位置付け

(1) 原子炉等規制法における位置付け

原子炉等規制法は、その第3段階目の施行により、被告第5準備書面第3の2(2)イ(25ないし28ページ)で述べたとおり、原子炉設置許可処分の要件として、新たに重大事故等対策を規定した。これにより、深層防護の第4の防護レベルに相当する事項が法の要求事項になるとともに、同法43条の3の6第1項4号が「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」と規定することにより、同号の要件の審査基準は、原子力規制委員会が定める規則に委任されることとなった。そして、同号の委任を受けて原子力規制委員会が策定した設置許可基準規則は、立地審査指針を採用しておらず（乙B第3号証参照）、同規則の解釈においても立地審査指針は引用されていない（乙B第5号証参照）。

このように、立地審査指針は、現時点においても改廃はされていないが、原子炉等規制法下においては用いられないこととされた。

(2) 現在の法体系における深層防護の考え方

原子炉等規制法は、深層防護の第4の防護レベルに相当する事項を法の要求事項としており、原子炉等規制法の委任を受けて原子力規制委員会が策定した設置許可基準規則は、重大事故等対策について具体的な要求事項を規定している。

また、前記第1の4（19ページ）で述べたとおり、我が国の現行法体系は、原子力災害対策特別措置法等により、深層防護の考え方の第5の防護レベルにも対応しており、IAEAの安全基準である「原子力発電所の安全：設計」における深層防護の考え方に整合している。

(3) 立地審査指針と原子炉等規制法による規則、告示及び内規を含めた現行法体系との関係

原子力規制委員会は、立地審査指針における原則的立地条件のうち、同条件(1)については、原子炉等規制法による規則、告示及び内規を含めた現行法体系において実質的に基準として採用したが、同条件(2)及び(3)については、原子炉等規制法による規則、告示及び内規を含めた現行法体系においては基準として採用しなかった。その理由は以下のとおりである。

ア 原則的立地条件(1)について

原則的立地条件(1)は、「大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと」である（乙B第13号証1ページ）。

設置許可基準規則においては、このような要求事項が、原子炉施設の敷地及び周辺の外部事象に関する審査事項として、地盤（設置許可基準規則3条）、地震（同規則4条）、津波（同規則5条）及びその他火山、洪水、台風、竜巻などの外部事象（同規則6条）などによる損傷防止の観点から、個別具体的に要求されている。例えば、耐震重要施設を断層の露頭の存する地盤に設置しようとする場合等は、立地不適と評価する（設置許可基準規則3条3項、同規則の解釈別記1第3条3項（乙B第5号証10、120及び121ページ））。また、これらの外部事象により安全機能が損なわれると評価される場合には、設置許可申請が許可されないことにより、結果的に立地について制限が生じることとなる。

したがって、設置許可基準規則は、地盤の安定性や地震等による損傷防止など、自然的条件ないし社会的条件に係る個別的な規定との関係で、立地審査指針における原則的立地条件(1)を実質的に基準として採用しているものといえる。

イ 原則的立地条件(2)について

原則的立地条件(2)は、「原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること」であるが、設置許可基準規則においては、同条件は基準として採用されていない(設置許可基準規則第1章及び第2章(乙B第3号証))。その理由は以下のとおりである。

すなわち、原子炉等規制法による規則、告示及び内規を含めた現行法体系策定以前は、原子炉施設を構成する安全上重要な構築物・系統・機器は、発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂。以下「安全設計審査指針」という。)(乙B第14号証)によりその信頼性が担保されており、かつ、原子炉施設全体としての安全設計は発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂。以下「安全評価審査指針」という。)(乙B第15号証)により安全評価を行うことで、その適切性が担保されていた。さらにその上で、立地審査指針(乙B第13号証)により、設計基準事故より厳しい解析条件を重大事故の想定において設定して立地審査を実施していた。

しかし、原子炉等規制法43条の3の6第1項の施行により、原子炉施設の重大事故等対策が、設置(変更)許可に係る法の要求事項として追加された。そして、同項4号の委任を受けて策定された設置許可基準規則において、設計基準対象施設(同規則第2章)と重大事故等対処施設(同規則第3章)についての要求事項を規定した(乙B第3号証)。

これを受けて、従前、立地について、立地審査指針及び安全評価審査指針を用いて想定していた設計基準事故を超える事象の内容が再検討された。その結果、原則的立地条件(2)については、無条件に原子炉格納容器が健全であることを前提に評価している(乙B第15号証30ないし37ページ参照)との批判もあり、そのような前提による評価に依拠するよりも、炉心の著しい損傷や原子炉格納容器破損に至りかねない事象を具体的に想定した上で重大事故等対策自体の有効性を評価することが、より適切に、「災害の防止上支障がないこと」について判断できると評価されるに至った(発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム第9回会合議事録(乙B第16号証31及び3.7ページ[山田課長及び山形統括調整官発言])。)

そのため、設置許可基準規則において、原則的立地条件(2)は基準として採用されず、より強化された別途の安全対策を規定することとされたものである。

ウ 原則的立地条件(3)について

原則的立地条件(3)は、「原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること」であるが、設置許可基準規則においては、同条件は基準として採用されていない(設置許可基準規則第1章及び第2章(乙B第3号証))。その理由は以下のとおりである。

すなわち、立地審査指針要求事項②における「低人口地帯」(仮想事故の発生を仮想した上での目安線量(甲状腺(成人)に対して3 Sv, 全身に対して0.25 Sv)を超える地帯)は、実際には、発電所敷地内に収まっており、同所にはそもそも人の居住がないことから、避難計画等の適切な措置が設定されることもなく、それに資する環境を設定していたということもなかった。また、立地審査指針が策定された昭和3

9年当時には制定されていなかった原子力災害対策特別措置法等によって、原子力災害防止対策が強化されたことなどからすると（同法1条参照）、原則的立地条件(3)の要求事項として低人口地帯を設定するということについては、その役割を終えたといえる。

さらに、後述のとおり、福島第一原発事故の知見を踏まえると、社会的影響の考慮としては、立地審査指針要求事項③のように集団線量を目安とするよりも、長期間帰還できない地域を生じさせないために、放射性物質の総放出量を規制することが重要であると判断された（乙B第16号証31及び32ページ〔山田課長発言〕）。

そのため、設置許可基準規則において、原則的立地条件(3)は基準として採用されず、より強化された別途の安全対策を規定することとされたものである。

5 原子炉等規制法による規則，告示及び内規を含めた現行法体系において原則的立地条件(2)及び(3)を基準として採用せず，より強化された別途の安全対策を規定することとされたことが合理的であること

(1) はじめに

前記4（31ページ）で述べたとおり、設置許可基準規則においては、立地審査指針における原則的立地条件(2)及び(3)を基準として採用しなかった。しかしながら、原子炉等規制法による規則，告示及び内規を含めた現行法体系においては、原則的立地条件(2)及び(3)等を踏まえた立地審査指針要求事項①ないし③と比較して、安全対策をより強化しているのであるから、原則的立地条件(2)及び(3)を基準として採用せず、より強化された別途の安全対策を規定することとされたことは合理的である。

以下では、総論的に、設置許可基準規則における重大事故等対策は、立地審査指針における「重大事故」及び「仮想事故」と比較して、より厳しい条件を設定した上でそれに対する安全対策を求めていること（後記(2)）

及び現行法下においては重大事故等対策が原子炉等規制法の要求事項となることなどにより、深層防護の観点からすると立地審査指針を維持する必要がないこと（後記(3)）について述べた上で、立地審査指針要求事項①ないし③と比較して原子炉等規制法による規則、告示及び内規を含めた現行法体系が安全対策をより強化していることについて明らかにする（後記(4)ないし(6)）。

(2) 設置許可基準規則における重大事故等対策は、立地審査指針と比較して、より厳しい条件設定をした上での安全対策を求めていること

ア 立地審査指針における「重大事故」及び「仮想事故」に対する立地評価

立地審査指針における「重大事故」とは、「敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護施設等を考慮し、技術的見地からみて、最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故」をいう（乙B第13号証2ページ）。また、立地審査指針における「仮想事故」とは、同指針における「重大事故」よりも更に厳しい条件が設定されたものであり、具体的には、「重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故」をいい、例えば、「重大事故を想定する際には効果を期待した安全防護施設のうちのいくつかが動作しないと仮想し、それに相当する放射性物質の放散を仮想するもの」をいう（同号証同ページ）。

これらは、いずれも、設計基準事故を超える条件を想定しており、立地審査指針における「重大事故」や「仮想事故」の発生を想定しても、公衆の安全が確保される程度に原子炉と公衆とが隔離されているか等を確認することにより、立地が適切であるかを評価していた（乙B第1号証293ページ）。

具体的には、立地審査指針における「重大事故」及び「仮想事故」は、例えば、核燃料が損傷し放射性物質が一定程度放出されると仮定する一

方、ECCS（非常用炉心冷却設備）が運転できること、交流動力電源も利用できること、放射性物質の漏えい条件については、原子炉格納容器内の圧力に対応した漏えい率に余裕を見込んだ値を仮定するものの、原子炉格納容器は破損しないこと等を前提とした評価条件を設定した上で、具体的な事故シナリオなどを考慮せず、事故の状況を想定し評価していた（乙B第1号証293ページ、安全評価審査指針解説Ⅲ・2（乙B第15号証13ページ）、同指針付録Ⅰ「Ⅱ．立地評価」及び同付録Ⅱ（同号証30ないし41ページ）参照）。

イ 設置許可基準規則における重大事故等対策

これに対し、設置許可基準規則における「重大事故」とは、炉心、核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷をいう（原子炉等規制法43条の3の6第1項3号、実用炉則4条）。

そして、設置許可基準規則における重大事故等対策においては、①炉心の著しい損傷（重大事故）に至るおそれがある事故について、具体的な事故シナリオを検討し、その事故シナリオに対して講じた対策が有効であることを評価し（設置許可基準規則37条1項、同規則の解釈（乙B第5号証71ないし74ページ））、また、②炉心の著しい損傷が発生したとしても、格納容器の破損を防止するため、具体的な事故シナリオを検討し、その事故シナリオに対して講じた対策が有効であることを評価することとされている（設置許可基準規則37条2項、同規則の解釈（同号証74ないし77ページ））。これらの事故シナリオは、最新の科学的知見を踏まえた確率論的リスク評価の手法^{*11}を用いて、具体的な事

*11 原子炉で想定される事故を対象に、事故を収束するために必要な安全設備が運転に失敗する可能性を確率を用いて評価し、原子炉の炉心損傷頻度等を評価する手法のことをいう。

故の進展を検討し、用意した重大事故等に対する対策の有効性を評価するものである。この評価においては、例えば、ECCS（非常用炉心冷却設備）の機能が喪失する事故を想定する場合、必要に応じて全交流動力電源の喪失等の事故も同時に発生すると仮定し、一度機能喪失した機器等は、機能復旧を認めないなど、厳しい条件を設定した上で、事故対策の有効性を評価することになる（同規則の解釈（同号証71ないし77ページ）、炉心損傷防止等有効性評価ガイド2.2.2(3)c（乙B第7号証3ページ））。

さらに、格納容器が破損した場合において、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備も要求している（設置許可基準規則55条、同規則の解釈（乙B第5号証108ページ））。

ウ 小括

このように、設置許可基準規則における重大事故等対策は、立地審査指針における「重大事故」及び「仮想事故」に対する立地評価と比較し、最新の科学的知見を踏まえて、より厳しい条件を設定した上で、それに対する安全対策を要求しているものである。

(3) 現行法下においては、重大事故等対策が原子炉等規制法の要求事項となったことなどにより、深層防護の観点から立地審査指針を維持する必要性がないこと

ア 前記3(2)(30ページ以下)で述べたとおり、立地審査指針は、平成24年改正前原子炉等規制法の下、深層防護の第4及び第5の防護レベルに相当する領域において一定の役割を果たしていたものである。

イ しかしながら、原子炉等規制法は、重大事故等対策を規定して深層防護の第4の防護レベルに相当する事項を法の要求事項としており、同法の委任を受けて策定された規則である設置許可基準規則が、重大事故等対策について規定している。そして、前記(2)イ(37ページ)で述べた

とおり、この場合における重大事故等対策は、立地審査指針における「重大事故」及び「仮想事故」に対する立地評価よりも厳しい条件設定をした上でそれに対する安全対策を要求しており、深層防護の考え方をより一層強化したものとなっている。

また、我が国の法体系は、原子力災害対策特別措置法等により、深層防護の第5の防護レベルにも対応するものとなっている(乙B第1号証68ページ)。

ウ したがって、現行法下においては、深層防護の第4及び第5の防護レベルに対して一定の役割を果たすという意味において、立地審査指針を維持しなければならない必要性は、もはやないものといえる。

(4) 原子炉等規制法による規則、告示及び内規を含めた現行法体系は、立地審査指針要求事項①と比較して、安全対策を強化していること

ア 立地審査指針における要求内容

(7) 立地審査指針における要求事項

前記2(4)(29ページ)で述べたとおり、立地審査指針要求事項①は、「敷地周辺の公衆に放射線による確定的影響を与えないため、重大事故を仮定した上で、目安として、甲状腺(小児)に対し1.5 Sv、全身に対して0.25 Svを超える範囲は非居住区域であること」を要求している。

ただし、前記2(3)ア(26ページ)で述べたとおり、前記目安については、科学的知見の進展に応じて変更することが予定されていた(これは、下記(5)ア(7)及び(6)アで述べる立地審査指針要求事項②及び③についても同様である。乙B第13号証3ページ(附記(i))。

(4) 立地審査指針における重大事故の想定内容

立地審査指針における重大事故は、前記(2)ア(36ページ)で述べたとおり、設計基準事故を超えるものであり、その影響の評価に際し

ては、事故の具体的な進展などを考慮せず、安全評価審査指針に定められた評価条件を前提として設定した上で、評価することとされていた（安全評価審査指針Ⅲ．２（乙Ｂ第１５号証１３ページ）、同付録Ⅰ「Ⅱ立地評価」及び同付録Ⅱ（同号証３０ないし４１ページ）参照）。

この評価条件は、例えば、核燃料が多少損傷し、核分裂生成物が一定程度放出されると仮定する一方、ＥＣＣＳ（非常用炉心冷却設備）が運転できること、交流動力電源も利用できること、放射性物質の漏えい条件について、原子炉格納容器内の圧力に対応した漏えい率に余裕を見込んだ値を仮定して評価するものの、原子炉格納容器は破損しないこと等を前提としたものであった（同号証３０ないし３７ページ参照）。

イ 原子炉等規制法による規則、告示及び内規を含めた現行法体系における考え方

(7) 原子炉等規制法による規則、告示及び内規を含めた現行法体系における要求事項

原子炉等規制法は、その第３段階目の施行により、原子炉設置許可の要件として、新たに重大事故等対策を要求事項とした。

具体的には、設置許可基準規則において、発電用原子炉施設は、設計基準事故を超えるものとして、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じたものであることを要求している（設置許可基準規則３７条１項）。

(4) 原子炉等規制法による規則、告示及び内規を含め現行法体系における重大事故に至るおそれがある事故の想定内容

前記炉心の著しい損傷を防止するために必要な措置については、事故の発生及び具体的な事故の進展を検討し、その事故の進展に対して

講じた対策が有効であることを評価することとされ、その際には、最新の科学的知見を踏まえた確率論的リスク評価の手法を用いることで、具体的な事故の進展を検討することとされている（設置許可基準規則の解釈37条部分（乙B第5号証71ないし77ページ））。また、対策の有効性評価をするに際しては、例えば、ECCS（非常用炉心冷却設備）の機能が喪失する事故を想定する場合、一度機能喪失した機器等は、機能復旧を認めないなど、厳しい条件を設定することが予定されている（有効性評価ガイド2.2.2(3)c（乙B第7号証3ページ））。

前記のような、炉心の著しい損傷を防止する対策の有効性を評価した結果、対策が有効であれば、炉心の著しい損傷はなく、格納容器は健全であるため、外部への放射性物質の放出はほぼない。そのため、人へ著しい放射線被ばくのリスクを与えることについて考慮する必要はないのであって、あえて敷地境界における放射線量を設定する必要はない。

もっとも、BWR（沸騰水型原子炉）においては、除熱のためフィルタ・ベント設備^{*12}等の格納容器圧力逃し装置を使用し、放射性物質が放出される事態が想定され、その場合において周辺の公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないため、原子炉施設の敷地境界において、発生事故当たりおおむね5mSv以下であることを確認するものとされている（有効性評価ガイド2.2.1(6)（同号証同ペー

*12 格納容器内の温度・圧力の異常上昇に対して、温度及び圧力を下げて格納容器を保護する等のために、格納容器内の気体を一部の放射性物質が除去できるフィルタを通して環境中に放出するための設備をいう。

ジ))。前記記載は、原子力発電所の敷地は人が居住しない区域であることからすると、居住区域における目安線量について、発生事故当たりおおむね 5 mSv (0.005 Sv) 以下であることを意味する記載であるということになる。したがって、これは、立地審査指針要求事項①における目安線量(甲状腺(小児)に対し、 1.5 Sv 、全身に対して 0.25 Sv)より大幅に厳しい基準である。

ウ 小括

このように、原子炉等規制法による規則、告示及び内規を含めた現行法体系は、立地審査指針要求事項①よりも厳しい条件を設定しており、安全対策を強化しているといえる。

(5) 現行の法体系は、立地審査指針要求事項②と比較して、安全対策を強化していること

ア 立地審査指針における要求内容

(7) 立地審査指針における要求事項

前記2(4)(29ページ)で述べたとおり、立地審査指針要求事項②は、「防災活動を講じ得る環境にある地帯とするため、仮想事故を仮想した上で、目安として、甲状腺(成人)に対し 3 Sv 、全身に対して 0.25 Sv を超える範囲は低人口地帯であること」を要求している。

(1) 仮想事故の想定内容

立地審査指針における仮想事故は、同指針における重大事故と同様、その影響の評価に際しては、事故の具体的な進展などを考慮せず、安全評価審査指針に定められた評価条件を前提として設定した上で、評価することとされていた(安全評価審査指針Ⅲ.2(乙B第15号証13ページ)、同付録Ⅰ「Ⅱ.立地評価」及び同付録Ⅱ(同号証30ないし41ページ)参照)。

この評価条件は、例えば、核燃料が著しく損傷し、核分裂生成物が原子炉格納容器内に大量に放出されると仮定する一方、ECCS（非常用炉心冷却設備）が運転できること、交流動力電源も利用できること、放射性物質の漏えい条件について、原子炉格納容器内の圧力に対応した漏えい率に余裕を見込んだ値を仮定して評価するものの、原子炉格納容器は破損していないこと等を前提としたものであった（同号証30ないし37ページ）。

(ウ) 立地審査指針において、仮想事故を仮想した上で低人口地帯を設定していた趣旨

立地審査指針決定当時（昭和39年当時）においては、原子力災害は災害対策基本法において対応することとされており、原子力防災体制は、現在の原子力災害対策特別措置法による原子力防災対策と比較すると弱いものであった（同法1条参照）。

そのような状況において、立地審査指針要求事項②として、仮想事故の発生を仮想した上で目安線量（甲状腺（成人）に対して3 Sv、全身に対して0.25 Sv）を超える地帯に「低人口地帯」を設定することは、原子力防災対策そのものを要求するものではないが、例えば、原子炉の立地を避難容易な環境にすることとの関係で、その地域の公衆に著しい放射線災害を与えないようにする役割を担っていた（乙B第1号証301及び302ページ）。

もっとも、実際の既許可の発電用原子炉施設の審査においては、「仮想事故」の発生を仮想した上で、目安線量（甲状腺（成人）に対して3 Sv、全身に対して0.25 Sv）を超える地帯、すなわち適切な措置を講じ得る環境にある地帯である「低人口地帯」に設定すべき区域を評価した結果、敷地境界で受ける線量は前記目安線量未満となっていたため、その範囲は発電所敷地内におさまっており人が居住して

おらず、敷地外に「低人口地帯」が及ばなかったため、現実の防災活動に資することはなかった（乙B第1号証302ページ）。

イ 現行の法体系においては、原子力発電所の敷地外における原子力防災対策が充実・強化されており、低人口地帯を設定する必要性がないこと
立地審査指針における低人口地帯の設定の目的は、飽くまで避難等を容易にするためのものであるから、原子力発電所の敷地外についても、その原子力防災対策が実効的であれば、あえて低人口地帯を設定する必要性はない。そして、以下で述べるとおり、現在の法体系においては、原子力発電所の敷地外における原子力防災対策は十分に実効的であるから、あえて低人口地帯を設定する必要性はもはやないというべきである。

(7) 原子力防災対策の充実・強化

立地審査指針決定当時（昭和39年当時）においては、原子力災害については、災害対策基本法により対応することとなっていた。

しかし、昭和54年の米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故^{*13}を契機として、昭和55年、原子力安全委員会により「原子力発電所等周辺の防災対策について」が決定された（平成12年に「原子力施設等の防災対策について」と改称。以下「防災指針」という（乙

*13 昭和54年3月28日午前4時（現地時間）、米国ペンシルバニア州に設置されているスリー・マイル・アイランド原子力発電所2号炉（Three Mile Island：TMI-2）において発生した事故である。加圧器逃し弁又は安全弁から毎時約1.4立方メートルの1次冷却材が格納容器に流出しそのまま長期間流出し続けたこと、主給水喪失時に、直ちに蒸気発生器に給水するための補助給水系の弁が2個とも閉じた状態に操作したこと等、種々の故障、誤操作が重なって発生した事故であった。なお、放射性物質は外部に大量には放出されていない（ほぼ希ガスのみ）。また、周辺公衆の被ばくも最大値でおよそ70mrem（約0.7mSv）程度である。

B第17号証))。さらに、平成11年の株式会社JCOウラン加工工場での臨界事故^{*14}の発生を契機に、災害対策基本法の特別法として原子力災害対策特別措置法が制定された。これにより、異常発生時における事業者から国や関係自治体への通報の義務化、通報基準及び原子力緊急事態宣言等の発出に係る基準の明確化、原子力災害対策本部を設置しその本部長（内閣総理大臣）に強力な権限を付与する等の国の緊急時対応体制の強化といった、原子力防災対策の充実・強化が行われた。また、平成23年の東日本大震災の発生を契機に、防災指針を改正して新たに策定された原子力災害対策指針（乙B第18号証）において、段階的避難の考え方を導入し（PAZ、UPZの導入）、防護措置の判断基準を具体的に規定し（EAL^{*15}、OIL^{*16}の導入）、要配慮者の防護措置について規定するなど、原子力防災対策を大幅に充実・強化した（原子力災害対策指針前文等（同号証1、2、8、9、13ないし40ページ等））。

(4) 現在の原子力防災対策

*14 平成11年9月30日午前10時35分、JCO東海事業所の転換試験棟において発生した我が国初の臨界事故である。この事故では、瞬間的に大量の核分裂反応が起こり、その後20時間にわたって緩やかな臨界状態が継続し周囲に中性子線が放出された。この事故で従業員3名が重篤な被ばくを受け、うち2名が亡くなったほか、この従業員を搬送した消防署員や臨界状態の停止作業に従事した従業員及び施設周辺の住民等が被ばくした。

*15 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）についての詳細は、原子力災害対策指針第2(2)②(i)及び表2（乙B第18号証6ないし8、17ないし47ページ）参照。

*16 運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）の詳細は、同指針第2(2)②(ii)及び表3（乙B第18号証8、9、48及び49ページ）参照。

原子力災害対策指針は、I A E A等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、緊急事態の初期対応段階を警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の三つに区分して対応している。これらの区分は、原子炉施設の状況等においてE A L (Emergency Action Level) に基づき判断され、①警戒事態、例えば、原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合や原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合などにおいて、地方公共団体はP A Z圏(原子力施設からおおむね半径5 km圏内)の要配慮者(避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法8条2項15号)。以下同じ。)の避難を準備し、②施設敷地緊急事態、例えば、原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできない場合などにおいて、地方公共団体は、P A Z圏の要配慮者の避難の実施、住民の避難を準備し、③全面緊急事態、例えば、原子炉の非常停止が必要な場合で、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない場合などにおいて、地方公共団体は、P A Z圏の住民の避難を実施し、U P Z圏(原子炉施設からおおむね半径30 km圏内)の屋内退避の指示を行う(乙B第18号証6ないし27ページ)。

E A Lの判断は、前記のとおり、一定の事象が生じた場合、原子炉施設外への放射性物質の流出がなくとも行われるが、放射性物質が流出した場合、事業所外運搬に係る場合を除き、当該原子力事業所の区域の境界付近等において $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出された場合は、施設敷地緊急事態と判断され(原子力災害対策指針表2(同号証13ないし36ページ)、原子力災害対策特別措置法10条1項、

原子力災害対策特別措置法施行令4条1項)、同線量が当該敷地境界付近等又は原子力災害対策特別措置法15条1項1号の政令で定める放射線測定設備において2地点以上又は10分間以上継続して検出された場合は、全面緊急事態と判断される(原子力災害対策指針表2(同号証同ページ)、原子力災害対策特別措置法15条1項1号、原子力災害対策特別措置法施行令6条3項1号)。さらに、UPZ圏内では運用上の介入レベル(OIL:Operational Intervention Level)の考え方に基づき、全面緊急事態に至った後、放射性物質の放出が起こった際に、地上1mで $20\mu\text{Sv/h}$ を観測した場合、1日以内を目途に区域を特定して、1週間程度内に一時移転を実施し、地上1mで $500\mu\text{Sv/h}$ を観測した場合、数時間内を目途に区域を特定し、即時避難等を実施する(同号証37ページ)。

このように、原子力災害対策指針において緊急事態の初期対応段階における基準及び対策が具体化され、一定の事象が生じた段階ないし極めて低線量が観測された段階から、緊急性に応じた防災対策・準備が実施され、全面緊急事態の直後には、PAZ圏内の住民避難とUPZ圏の屋内退避が実施されることとなっている。それ以外にも、モニタリング体制の強化等原子力災害対策の強化等防災体制の充実が図られている(同号証43ないし45ページ)。

このような原子力災害対策指針及び防災基本計画に基づき、地方公共団体は、地域防災計画を作成し、必要があると認めるときは修正することとされている(災害対策基本法40条、42条)。

ウ 小括

以上のように、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法の改正等により、立地審査指針要求事項②と比較して、原子力災害対策がより精緻化かつ強化されたといえる。

(6) 原子炉等規制法による規則，告示及び内規を含めた現行法体系は，立地審査指針要求事項③と比較して，安全対策を強化していること

ア 立地審査指針における要求内容

前記2(4)(29ページ)で述べたとおり，立地審査指針要求事項③は，「社会的影響を低減するため，仮想事故を仮想した上で，目安として，全身線量の人口積算値が例えば2万人Svを下回るように，原子炉敷地が人口密集地帯から離れていること」を要求している。

イ 原子炉等規制法による規則，告示及び内規を含めた現行法体系における考え方

(7) 立地審査指針要求事項③の評価においては，実際には，大人口地帯である東京や大阪といった大都市の方向が評価対象となってしまう，極めて低線量(数十 μ Sv程度)と非常に大きな人口数の積算により定まっていた(乙B第1号証304ページ)。

この大きな人口数に対する低線量被ばくについては，ICRPの2007年勧告において，「大集団に対する微量の被ばくがもたらす集団実効線量に基づくがん死亡数を計算するのは合理的ではなく，避けるべきである。集団実効線量に基づくそのような計算は，意図されたことがなく，生物学的にも統計学的にも非常に不確かであり，推定値が本来の文脈を離れて引用されるという繰り返されるべきでないような多くの警告が予想される。このような計算はこの防護量の誤った使用法である。」と指摘されている(乙F第2号証39ページ)。

むしろ，放射線リスクの社会的影響については，福島第一原発事故の知見を踏まえると，重大事故が生じた際，仮に，原子力発電所の近隣に居住する住民が避難する事態が生じたとしても，長期間帰還できない地域を生じさせないことがより重要であると考えられ，前記のような集団線量による規制ではなく，半減期の長い放射性物質の総放出

量という観点から規制を行うことが合理的であり、環境保全（原子力基本法2条2項，原子炉等規制法1条）の観点からも適切である（乙B第16号証30ないし32ページ〔山田課長発言〕）。

- (4) 設置許可基準規則は、発電用原子炉施設は、重大事故が発生した場合において、原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものであることを求めている（設置許可基準規則37条2項）。そして、放射性物質の総放出量については、放射性物質による環境への汚染の視点も含め、環境への影響をできるだけ小さくとどめるものであることを求められているところ（同規則37条2項の解釈2-3(c)（乙B第5号証76ページ））、有効性評価ガイドでは、想定する格納容器破損モードに対して、セシウム137の放出量が100テラベクレルを下回っていることを確認するとした（同ガイド3.2.1(6)（乙B第7号証14ページ））。具体的には、BWR（沸騰水型原子炉）の場合、炉心損傷後、事故が拡大し格納容器内の圧力が高まることにより格納容器の破損が懸念される場合、例えば、格納容器内を減圧するためベントを行うが、フィルタ・ベントを使用することにより、放射性物質の放出量が大幅に低減できているか等を評価する（乙B第1号証305ページ）。PWR（加圧水型原子炉）の場合、格納容器再循環ユニット（格納容器内を冷却するための熱交換器）があるため、格納容器内を減圧するためフィルタ・ベントを使用する必要はないが、例えば、放射性物質が電線貫通部等を通じて一部、外部に漏えいするため、その放出量を評価する（同号証305及び306ページ）。

ここでは、原子力発電所の近隣に住む住民が長期避難を余儀なくされる可能性がある放射性物質量を基準とする観点から、想定される放出量が多く、半減期が約30年と長いセシウム137の放出量を元に

評価することを求めている（同号証306ページ）。

なお、福島第一原発事故では、福島第一原子力発電所から環境へのセシウム137の総放出量は約1万テラベクレルであったと評価されている（乙B第1号証152及び306ページ、乙E第1号証^{*17}）。このため、セシウム137の総放出量が約100テラベクレル以下であれば、環境への放射性物質による汚染の影響を抑えることができ、長期避難を余儀なくされる区域が発生するほどの環境の汚染が生じるリスクは、相当程度少なくなることが見込まれることから（乙B第1号証152及び306ページ）、100テラベクレルという値は、放射線リスクの社会的影響を十分低く抑えることができる数値であるといえる。

ウ 小括

このように、原子炉等規制法による規則、告示及び内規を含めた現行法体系における放射線リスクの社会的影響に対する評価としては、長期間にわたって帰還できない地域を生じさせないことが重要であることから、立地審査指針のように集団線量の知見に基づいて評価するのではなく、半減期の長い放射性物質であるセシウム137の総放出量を規制することとしたものである。

したがって、原子炉等規制法による規則、告示及び内規を含めた現行法体系は、立地審査指針要求事項③と比較して、安全対策を強化してい

*17 福島第一原子力発電所から環境へのセシウム137の総放出量について、約10P（ペタ）Bq程度と試算されている（乙E第1号証2ページ表参照）。P（ペタ）とは、基礎となる単位の千兆倍（10の15乗）である。他方、テラ（T）は、基礎となる単位の1兆倍（10の12乗）である。そうすると、10PBq=1万TBqとなる。

るものといえる。

6 結論

以上のとおり，原子炉等規制法による規則，告示及び内規を含めた現行法体系では，立地審査指針の趣旨を改めて検討した上，一部については同現行法体系に反映させ，その他のものについては，より強化された別途の安全対策を規定することとしているのであるから，何ら不合理ではない。

したがって，原告らの主張には理由がない。

第3 放射性廃棄物の処理方法に関する原告らの主張に理由がないこと

1 原告らの主張と被告の主張の要旨

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは、「使用済み燃料その他の放射性廃棄物について環境に影響を与えないための方策について，新規制基準を策定せず，審査を行わないまま再稼働を許可し新たな放射性廃棄物を生み出すことを認めることは，原子炉等規制法に違反する」などと主張している（訴状第9章第4・102ページ及び103ページ）。

原告らの上記主張が，本件各処分のうち，いずれの処分について，いかなる違法があるというものは，必ずしも明らかでないものの，原子炉等規制法43条の3の5第2項8号及び同法43条の3の6第1項4号等の規定を引用していることからすれば，設置変更許可申請に係る審査において，「新規制基準」に放射性廃棄物の処理方法に係る規定がなく，適合性審査においてもこの点について審査を行っていないことが違法である旨主張するものと考えられる。

(2) 被告の主張の要旨

原子炉等規制法は，いわゆる段階的安全規制を採用しており，設置変更許可申請の段階では，原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全

性に関わる事項の妥当性のみが審査されるものである。そして、使用済燃料の処分の方法は、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項ではなく、原子炉設置変更許可処分の審査の対象に含まれないから、本件設置変更許可処分の適法性に何ら影響し得ないものである。

したがって、原告らの上記主張は理由がない。

2 使用済燃料の処分の方法に関する事項は、本件設置変更許可処分の審査の対象とならないこと

(1) 設置変更許可申請の段階では、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性のみが審査の対象となり、使用済燃料の処分方法は審査対象とならないこと

平成29年8月30日付被告第8準備書面第1の2(1)(8及び9ページ)で述べたとおり、原子炉設置(変更)許可処分の取消訴訟において審理、判断の対象となる事項は、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項に限られる。

この点、使用済燃料の処分の方法にかかわる事項は、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針には全く関連しないものであるから、本件設置変更許可処分の取消訴訟における審理、判断の対象とならないことは明らかである。

原告らが引用する原子炉等規制法43条の3の6第1項4号は、設置(変更)許可処分の基準として、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(中略)による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」(傍点は引用者による。)を規定しているところ、当該規定は、「原子力施設」の敷地内における核燃料物質等について、災害の防止上支障がないものであるかどうかなど、原子炉施設自体の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項について、それが同号に適合

するかを審査する趣旨であって、使用済燃料の処分の方法等の原子炉施設以外の事項は、同号の安全審査の対象には含まれないものである。

また、原告らが引用する原子炉等規制法43条の3の5第2項8号において、使用済燃料の処分の方法について設置許可申請書に記載されることが要求されているのは、同法43条の3の6第1項1号が規定する「発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと」という要件の判断資料とするためであって、当該事項を、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の審査に当たって考慮する趣旨ではない。すなわち、使用済燃料の処分の方法に関する記載は、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の段階において、使用済燃料が適切に処理される方針であることをもって、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないことを確認するための間接事実の一つとして考慮するとどまるものである。この点、本件設置変更許可処分に係る審査においても、「使用済燃料については、法に基づく指定を受けた国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針であること」、「海外において再処理を行う場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者に委託する、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと」などの事情が、本件各原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認定された根拠とされており、使用済燃料の処分の方法に関する事項が、原子炉等規制法43条の3の6第1項1号の要件判断の根拠となることが現れているといえる（乙C第5号証の1・1ページ）。

(2) 小括

以上のとおり、使用済燃料の処分の方法に関わる事項は、本件設置変更

許可処分取消訴訟における審理、判断の対象とならないものであり、また、原告らが引用する原子炉等規制法43条の3の6第1項4号及び同法43条の3の5第2項8号も、発電用原子炉の設置（変更）許可処分の際し、当該事項に関する審査を要求する趣旨ではない。

したがって、原告らの上記主張には理由がない。

なお、原告らの主張が、仮に原子炉等規制法43条の3の6第1項1号の「発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと」という要件を充足しないことをもって違法であるとする趣旨であったとしても、同主張は失当である。同号の「発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと」という要件は、発電用原子炉の平和目的利用に資するためのものであり、専ら公益実現のための規定であって、原告らの具体的な法律上の利益には何ら関係がないため、当該要件の該当性については、本件訴訟の審理、判断の対象とならないからである（行訴法10条1項）。

以上

略称語句使用一覧表

事件名 名古屋地方裁判所 平成28年(行ウ)第49号, 同第134号, 同第157号
 高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件
 原告 河田昌東 ほか110名

略語	準備書面 (5) 別紙1番号	書証番 号	全文	定義
数字				
1990年勧告		ZF25	ICRPの1990年勧告	第9準備書面 14 P
2007年勧告		ZF2	ICRPの2007年勧告	第9準備書面 14 P
2号要件			「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力(中略)があること」	第5準備書面 38 P
3号要件			「その者に重大事故(中略)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること」	第5準備書面 38 P
4号要件			「発電用原子炉施設の位置, 構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」	第5準備書面 36 P
英字				
ACAガイド			独立行政法人原子力安全基盤機構『原子力発電所のケーブル経年劣化評価ガイド』(平成26年2月)	第7準備書面 85 P
IAEA			国際原子力機関	第10準備書 8 P
ICRP			国際放射線防護委員会	第9準備書面 6 P
JAEA			国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	第7準備書面 12 P
JEAC4201			一般社団法人日本電気協会『原子炉構造材の監視試験方法』(JEAC4201-2007[2013年追補版])	第7準備書面 82 P
JEAC4206			社団法人日本電気協会『原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法』(JEAC4206-2007)	第7準備書面 83 P
PRA			確率論的リスク評価	第7準備書面 47 P
SFP評価ガイド	(22)		実用発電用原子炉に係る使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(原規技発第13061916号)	第5準備書面 37 P
あ				
圧カスパイク			溶融炉心から冷却材への伝熱による水蒸気発生に伴う急激な圧力上昇	第7準備書面 55 P
安全設計審査指針		ZB14	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定, 平成13年3月29日一部改訂)	第10準備書面 33 P

安全評価審査指針		ZB15	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定,平成13年3月29日一部改訂)	第10準備書面 33 P
い				
伊方最高裁判決			最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決(民集46巻7号1114ページ)	第8準備書面 6 P
う				
運転期間延長審査基準	(15)	ZB9	実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準(原管P発第1311271号)	第5準備書面 42 P
か				
外部火災ガイド	(18)		原子力発電所の外部火災影響評価ガイド(原規技発第13061912号)	第5準備書面 37 P
火災感知設備			早期に火災発生を感知する設備	第7準備書面 41 P
火災防護基準	(11)	ZB6	実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(原規技発第1306195号)	第5準備書面 37 P
火山ガイド	(16)		原子力発電所の火山影響評価ガイド(原規技発第13061910号)	第5準備書面 37 P
仮想事故			重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故	第10準備書面 25 P
関西電力			関西電力株式会社	答弁書 3 P
き				
既許可申請			平成27年2月12日付け原規規発第1502121号をもって許可された高浜発電所3号炉及び4号炉に係る設置変更許可処分に係る許可申請	第7準備書面 30 P
技術基準規則	(3)	ZB4	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号。)	第2準備書面 10 P
技術基準規則解釈	(10)	ZB8	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306194号)	第5準備書面 40 P
基準地震動による地震力			耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第7準備書面 20 P
基準津波			設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第7準備書面 33 P
基本的目標a			敷地周辺の事象,原子炉の特性,安全防護施設等を考慮し,技術的見地からみて,最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故(中略)の発生を仮定しても,周辺の公衆に放射線障害を与えないこと	第10準備書面 25 P
基本的目標b			更に,重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故(中略)の発生を仮想しても,周辺の公衆に著しい放射線災害を与	第10準備書面 25 P
基本的目標c			なお,仮想事故の場合には,集団線量に対する影響が十分に小さいこと	第10準備書面 25 P
キャスク			使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク	第7準備書面 43 P
行訴法			行政事件訴訟法	答弁書 4 P
居住性ガイド	(24)		実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(原規技発第13061918号)	第5準備書面 41 P
緊急時対応			避難計画を含むその地域の緊急時における対応	第10準備書面 14 P

け					
原告ら準備書面(5)			原告らの平成29年1月25日付け準備書面(5)	第9準備書面	5 P
原子力規制庁			原子力規制委員会原子力規制庁	第7準備書面	75 P
『原子力発電所の安全:設計』		ZB12	原子力発電所の安全:設計 個別安全要件 No. SSR-2/1	第10準備書面	9 P
原子炉等規制法			核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	3 P
原子炉等規制法施行令			核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令	第2準備書面	9 P
原則的立地条件(1)			大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが, 将来においてもあるとは考えられないこと。また, 災害を拡大するような事象も少ないこと	第10準備書面	23 P
原則的立地条件(2)			原子炉は, その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること	第10準備書面	23 P
原則的立地条件(3)			原子炉の敷地は, その周辺も含め, 必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じる環境にあること	第10準備書面	23 P
検討用地震			敷地に大きな影響を与えると予想される地震	第7準備書面	22 P
こ					
航空機衝突影響評価ガイド	(32)		実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド(原規技発第1409178号)	第5準備書面	38 P
高経年化技術評価			経年劣化に関する技術的な評価	第2準備書面	8 P
高経年化対策実施ガイド	(39)		実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド(原管P発第1306198号)	第5準備書面	42 P
工場等			発電用原子炉を設置する工場又は事業所	第7準備書面	20 P
し					
地震ガイド	(26)		基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(原管地発第1306192)	第5準備書面	37 P
施設定期検査			特定重要発電用原子炉施設(発電用原子炉施設であつて核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるもの以外のものをいう。)について, 原子力規制委員会規則で定めるところにより, 原子力規制委員会規則で定める時期ごとに, 原子力規制委員会が行う検査(改正原子炉等規制法43条の3の15)	第5準備書面	45 P
実用炉則	(1)	ZB2	実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。)	第2準備書面	8 P
地盤ガイド	(28)		基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド(原管地発第1306194号)	第5準備書面	38 P
重大事故等			重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故	第7準備書面	46 P

重大事故等防止技術的能力審査基準	(13)	ZB7	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(原規技発第1306197号)	第5準備書面 39 P
重要事故シーケンス			炉心の著しい損傷に至る重要な事故シーケンス	第7準備書面 47 P
消火設備			消火を行う設備(安全施設に属するものに限る。)	第7準備書面 41 P
浸水防止設備			浸水防止機能を有する設備	第7準備書面 27 P
せ				
瀬尾シミュレーション			瀬尾健氏によるシミュレーション	第9準備書面 6 P
設置許可基準規則	(2)	ZB3	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号。)	第2準備書面 10 P
設置許可基準規則解釈	(9)	ZB5	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原規技発第1306193号。平成26年4月16日、同年7月9日一部改正)	第5準備書面 37 P
設置法			原子力規制委員会設置法(平成24年6月27日法律第47号)	第5準備書面 18 P
線量限度告示	(6)		核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(原子力規制委員会告示第8号)	第9準備書面 5 P
そ				
想定する格納容器破損モード			必ず想定する格納容器破損モード及び個別プラント評価により抽出した格納容器破損モード	第7準備書面 48 P
た				
代替材料			不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの	第7準備書面 42 P
大規模損壊			大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊	第7準備書面 69 P
耐震工認審査ガイド	(29)		耐震設計に係る工認審査ガイド(原管地発第1306195号)	第5準備書面 41 P
耐震重要度			地震により発生するおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度	第7準備書面 25 P
耐津波工認審査ガイド	(30)		耐津波設計に係る工認審査ガイド(原管地発第1306196号)	第5準備書面 41 P
高浜発電所1号炉			関西電力高浜発電所1号炉	答弁書 3 P
高浜発電所2号炉			関西電力高浜発電所2号炉	答弁書 3 P
高浜発電所3号炉			関西電力高浜発電所3号炉	第7準備書面 18 P
高浜発電所4号炉			関西電力高浜発電所4号炉	第7準備書面 18 P
竜巻ガイド	(17)		原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(原規技発第13061911号)	第5準備書面 37 P

ち				
地域協議会			地域原子力防災協議会	第10準備書 14 P
チェルノブイリ事故			旧ソビエト社会主義共和国連邦のチェルノブイリにおける原発事故	第9準備書面 5 P
地質調査ガイド	(25)		敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド(原管地発第1306191号)	第5準備書面 37 P
長期保守管理方針			高経年化技術評価の結果に基づき、10年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針	第2準備書面 8 P
つ				
津波ガイド	(27)		基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(原管地発第1306193号)	第5準備書面 38 P
津波監視設備			敷地における津波監視機能を有する施設	第7準備書面 27 P
津波防護施設			津波防護機能を有する設備	第7準備書面 27 P
て				
定期安全管理審査			定期事業者検査の実施に係る体制について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期に、原子力規制委員会が行う審査(改正原子炉等規制法43条の3の16第4項)	第5準備書面 46 P
定期事業者検査			特定発電用原子炉施設(発電の用に供する原子炉、その原子炉を格納するための容器その他の発電用原子炉施設であって原子炉本体や原子炉冷却系統施設など原子力規制委員会規則で定めるものをいう。)について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期に、事業者自らが行う検査(改正原子炉等規制法43条の3の16第1項)	第5準備書面 45 P
電離則			電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)	第9準備書面 5 P
と				
東京電力			東京電力株式会社	第3準備書面 8 P
特重ガイド	(31)		実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド(原規技発第1409177号)	第5準備書面 38 P
特別点検			申請に至るまでの間の運転に伴い生じた発電用原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検	第8準備書面 10 P
な				
内部溢水ガイド	(19)		原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド(原規技発第13061913号)	第5準備書面 40 P

内部火災ガイド	(20)		原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(原規技発第13061914号)	第5準備書面 40 P
ね				
燃料体			発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質	第5準備書面 43 P
燃料体技術基準規則	(5)		実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第7号)	第5準備書面 44 P
ひ				
被告第2準備書面			被告の平成28年10月19日付け第2準備書面	第5準備書面 25 P
評価事故シーケンス			格納容器の破損に至る重要な事故シーケンス	第7準備書面 47 P
品質管理基準規則	(4)		実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第8号)	第5準備書面 40 P
品質管理基準規則解釈	(12)		実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306196号)	第5準備書面 40 P
ふ				
福島第一原子力発電所			東京電力福島第一原子力発電所	第3準備書面 8 P
福島第一原発事故			平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故	第3準備書面 8 P
へ				
平成24年改正前原子炉等規制法			設置法附則15条ないし18条の規定による改正前の原子炉等規制法	第5準備書面 19 P
平成24年改正前電気事業法			平成24年法律第47号による改正前の電気事業法	第5準備書面 29 P
ほ				
保安規定審査基準	(14)	ZB10	実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準(原規技発第	第5準備書面 41 P
防災指針		ZB17	「原子力発電所等周辺の防災対策について」(平成12年に「原子力施設等の防災対策について」と改称)	第10準備書面 44 P
保守管理に関する方針			延長しようとする期間における発電用原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針	第8準備書面 10 P
本件訴え変更申立書			原告らの平成28年8月5日付け訴えの変更申立書	第2準備書面 4 P
本件運転期間延長認可処分			本件各原子炉の運転期間延長認可処分	答弁書 3 P
本件各原子炉			高浜原子力発電所1号炉及び2号	答弁書 3 P
本件各原子炉施設			本件各原子炉及びその付属施設	答弁書 3 P
本件各処分			本件運転期間延長認可処分, 本件設置変更許可処分, 本件工事計画認可処分及び本件保安規定変更認可処分	答弁書 3 P

本件工事計画認可処分			本件各原子炉施設の工事計画認可処分	答弁書 3 P
本件設置変更許可処分			本件各原子炉の設置変更許可処分	答弁書 3 P
本件設置変更許可申請			参加人が平成27年3月17日付けで原子力規制委員会に対してした、原子炉等規制法43条の3の8第1項の規定に基づき、同法43条の3の5第2項5, 8ないし10号に掲げる事項の変更についての許可の申請(平成28年1月22日付け, 同年2月10日付け及び同年4月12日付けで申請内容の一部を補正したもの)	第7準備書面 18 P
本件保安規定変更認可処分			本件各原子炉の保安規定変更認可処分	答弁書 3 P
もんじゅ最高裁平成4年判決			最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決(民集46巻6号571)	第9準備書面 5'P
もんじゅ最高裁平成17年判決			最高裁判所平成17年5月30日第一小法廷判決(民集59巻4号671ページ)	第8準備書面 9 P
ゆ				
有効性評価ガイド	(21)	ZB7	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(原規技発第13061915号)	第5準備書面 37 P
よ				
要求事項			実用炉規則第113条第2項第2号に掲げる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果, 延長しようとする期間において, 同評価の対象となる機器・構造物が下表に掲げる要求事項	第7準備書面 78 P
溶接安全管理審査			溶接事業者検査の実施に係る体制について, 原子力規制委員会規則で定めるところにより, 原子力規制委員会規則で定める時期に, 同委員会が行う審査(改正原子炉等規制法43条の3の13第3項)	第5準備書面 44 P
溶接事業者検査			発電用原子炉に係る原子炉容器等の溶接について, 原子力規制委員会規則に従って, 事業者自らが行う検査(改正原子炉等規制法43条の3の13第1項及び第2項)	第5準備書面 44 P
り				
立地審査指針			「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」	第3準備書面 35 P
立地審査指針要求事項①			敷地周辺の公衆に放射線による確定的影響を与えないため, 重大事故を仮定した上で, 目安として, 甲状腺(小児)に対し1.5Sv, 全身に対して0.25Svを超える範囲は非居住区域であること(原則的立地条件(2), 基本的目標a, 立地審査の指針	第10準備書面 29 P

立地審査指針要求事項 ②			防災活動を講じ得る環境にある地帯とするため、仮想事故を仮想した上で、目安として、甲状腺(成人)に対し3Sv、全身に対して0.25Svを超える範囲は低人口地帯であること(原則的立地条件(3)、基本的目標b、立地審査の指針2.2)	第10準備書 面 29 P
立地審査指針要求事項 ③			社会的影響を低減するため、仮想事故を仮想した上で、目安として、全身線量*10の人口積算値が例えば2万人Svを下回るように、原子炉敷地が人口密集地帯から離れていること(原則的立地条件(3)、基本的目標c、立地審査の指針2.3)	第10準備書 面 29 P
立地審査の指針2.1			原子炉の周囲は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること。(以下略)	第10準備書 面 25 P
立地審査の指針2.2			原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること。(以下略)	第10準備書 面 25 P
立地審査の指針2.3			原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること。(以下略)	第10準備書 面 25 P
れ				
劣化状況評価			延長しようとする期間における運転に伴い生ずる発電用原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価	第8準備書 面 10 P
ろ				
ロシア等			ロシア、ウクライナ及びベラルーシ	第9準備書 面 5 P
炉心			発電用原子炉の炉心	第7準備書 面 19 P